

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第4回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和7年7月15日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第4回説明会アジェンダ

アジェンダ

I. はじめに	[2分]
II. タスクに係る追加説明等	[45分]
III. 質疑応答	[60分]
IV. 事務連絡	[3分]

実施要領

■ 開催日時 :

- 7月15日（火）14:00～16:00

■ 開催場所・会議方式 :

- Web会議

■ 参加者 :

- 市区町村、都道府県
- 厚生労働省
- 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）

■ 配布資料 :

- 本資料

はじめに・・・自治体説明会の進め方・スケジュール

第1回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明①

- 予防接種事務デジタル化の背景・目的(これまでの説明の振り返り)
- デジタル化を実現するために必要なタスク一覧とスケジュール
- 各タスク# 1～# 13の説明

第2回説明会

事業計画書作成のための 必須事項説明② 及び 事業計画書の作成依頼

- タスク# 15・# 16の説明
- デジタル化に伴う主な検討事項の検討状況
- 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン
- アンケート及び事業計画書の提出について
- 質疑応答

第3回説明会

その他周知事項の説明① 及び 先行実施の状況報告

- 第68回予防接種基本方針部会の報告（接種記録の保存期間について）
- タスク# 2に係る追加説明
- 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
- 先行実施の状況報告
- 質疑応答

6月27日

6月30日

7月4日

はじめに・・・自治体説明会の進め方・スケジュール

第4回説明会

その他周知事項の説明②

- タスク# 1に係る追加説明
- 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン（接種済証の発行）
- 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法
- システム内の文字標準化について
- データの流れについて
- 質疑応答

7月15日
本日

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. タスク # 1 に係る追加説明**
- 4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)**
- 5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法**
- 6. システム内の文字標準化について**
- 7. データの流れについて**
- 8. 質疑応答**



- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. タスク# 1 に係る追加説明**
- 4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)**
- 5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法**
- 6. システム内の文字標準化について**
- 7. データの流れについて**
- 8. 質疑応答**



1. 本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、タスク# 1～16を実施（# 4・5は任意）した後、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
過渡期	令和8年6月から健康管理システム標準仕様書3.1版の適合基準日である令和10年4月以降の今後定める時点までの間のこと。
予防接種サイト	<p>【自治体が利用する場合】 LGWANと接続されている自治体内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。</p> <p>【医療機関が利用する場合】 オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。</p>
民間アプリ（タブレット等）	現在の先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しているもの。

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. タスク# 1 に係る追加説明**
- 4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)**
- 5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法**
- 6. システム内の文字標準化について**
- 7. データの流れについて**
- 8. 質疑応答**



2. デジタル化するために必要なタスク一覧

- デジタル化するために、自治体には以下 # 1 ~ 16 (# 4・5 は任意) のタスクを実施していただく必要がある。
- 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただく予定。

#	追加説明	タスク	タスク内容	対応ページ
1		健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステムベンダと協議の上検討し、導入する	第1回
2		デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要となる予算の検討を行い、予算を確保する	第1回
3		PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	第1回
4	任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	第1回
5	任意	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	第1回
6		民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	※
7		集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	第1回
8		自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	第1回
9		医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	第1回
10		医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	第1回
11		予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種やサイトURL情報を登録する	第1回
12		予防接種事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）	国保連合会と予防接種事務委託契約を締結する	第1回
13		支払事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	第1回
14		住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	※
15		予予・請求システムへの対象者情報登録	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	第2回
16		予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	第2回

デジタル化するための自治体スケジュール (最短でデジタル化する場合)

凡例 : 自治体必須作業

: 自治体任意作業

#	タスク	R7年度				R8年度	
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
	R7年度中に着手する必要のあるタスク						
	R8年度に入ったら着手する必要のあるタスク						
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入						
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保						
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施						
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ						
5 任意	規則等の確認と改正要否の検討及び改正手続						
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援						
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意						
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請						
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収						
10	医療機関等に対する集合契約システムへの委任状申請依頼						
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録						
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）						
13	支払事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）						
14	住民への業務運用周知						
15	予予・請求システムへの対象者情報登録						
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行						

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
- 3. タスク# 1 に係る追加説明**
4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)
5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法
6. システム内の文字標準化について
7. データの流れについて
8. 質疑応答



改正予防接種法第23条第2項で提供いただきたい事項について①

- 改正予防接種法第23条第2項において、市区町村等は、厚生労働大臣に対し、予防接種の有効性及び安全性の向上を図ることを目的とした調査及び研究に必要な情報を提供することを規定している。
- 改正予防接種法施行規則（令和8年6月施行予定）において、提供する情報、提供期日、提供方法を定める予定。

提供する情報	提供期日	提供方法
接種対象者情報（住民の氏名、住所、生年月日等）	出生・転入等の事実を確認したときは速やかに	パターン①、③
予防接種記録	医療機関等から接種記録の登録があった日の属する月の翌々月末	パターン②、③、④
死亡情報	— ※死亡情報については、人口動態調査の死亡票の情報の一部と同一であることから、人口動態調査票の死亡票の作成及び提出をもって、法第23条第2項に基づく提出に代えることとする。	—
母子保健情報・自治体検診情報（※1・2・3）	年度内に実施された健診情報について、翌年度の一定の期間まで	パターン①、③
その他事項（予診情報・勧奨情報）	予診情報：医療機関等から接種記録の登録があった日の属する月の翌々月末 勧奨情報：勧奨を実施した日の属する月の翌々月末	予診情報：パターン④ 勧奨情報：パターン②

※1 健康管理システム標準仕様書3.1版では当該情報を予予・請求システムに送る機能はオプションとなっている

提供方法パターンの詳細は次頁

※2 母子保健情報を収集する理由：有効性・安全性分析のアウトカムとして妊娠中～出生後の事象の把握に必要なため

※3 自治体検診情報を収集する理由：子宮頸がんワクチンの有効性分析のアウトカムとして必要なため

○改正予防接種法（令和8年6月施行予定）

第二十三条 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができる。

改正予防接種法第23条第2項で提供いただきたい事項について②

提供する情報の提供方法は、以下の4パターンを想定している。

提供方法

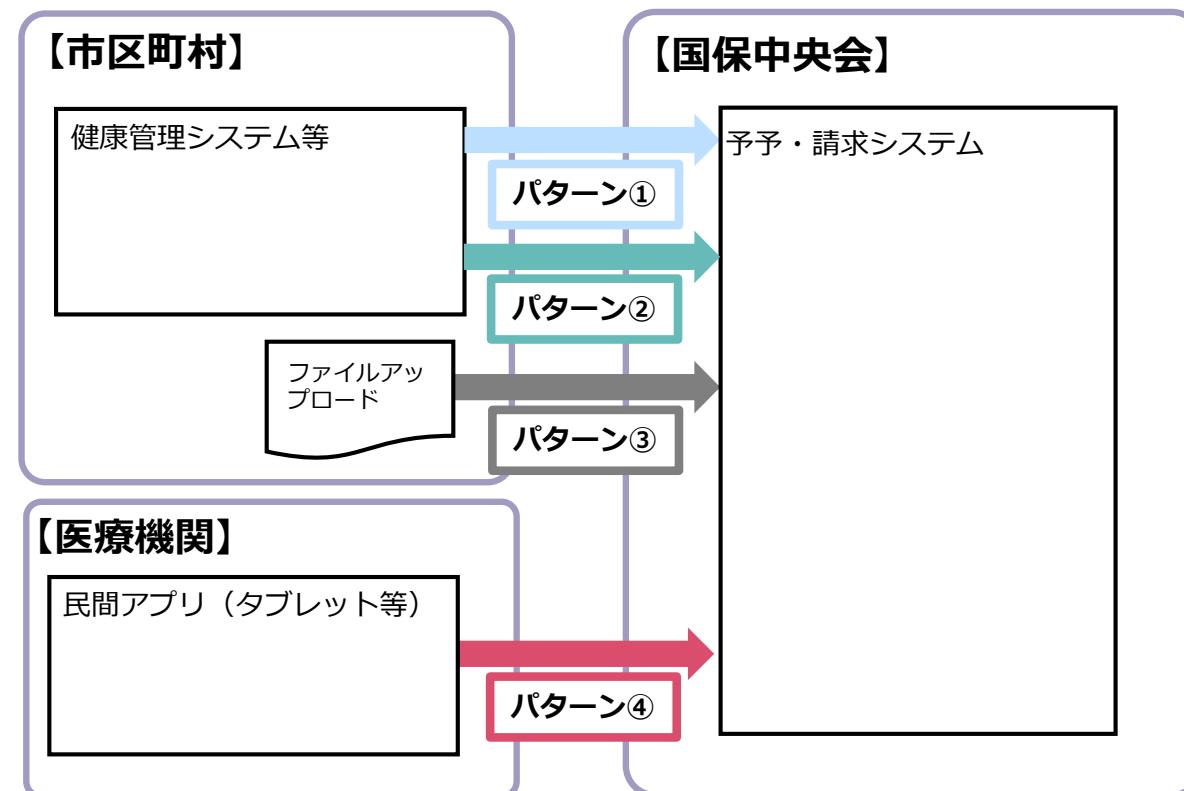
パターン①：健康管理システム（標準仕様書3.1版適合）から、予予・請求システムに登録

パターン②：自治体内のLGWANと接続されている端末から予防接種サイトにアクセスして予予・請求システムに登録

パターン③：ファイルを予予・請求システムにアップロードして登録

パターン④：民間アプリ（タブレット等）から、予予・請求システムに登録

■提供方法のイメージ（令和7年7月時点想定）



1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. タスク# 1 に係る追加説明
4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)
5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法
6. システム内の文字標準化について
7. データの流れについて
8. 質疑応答

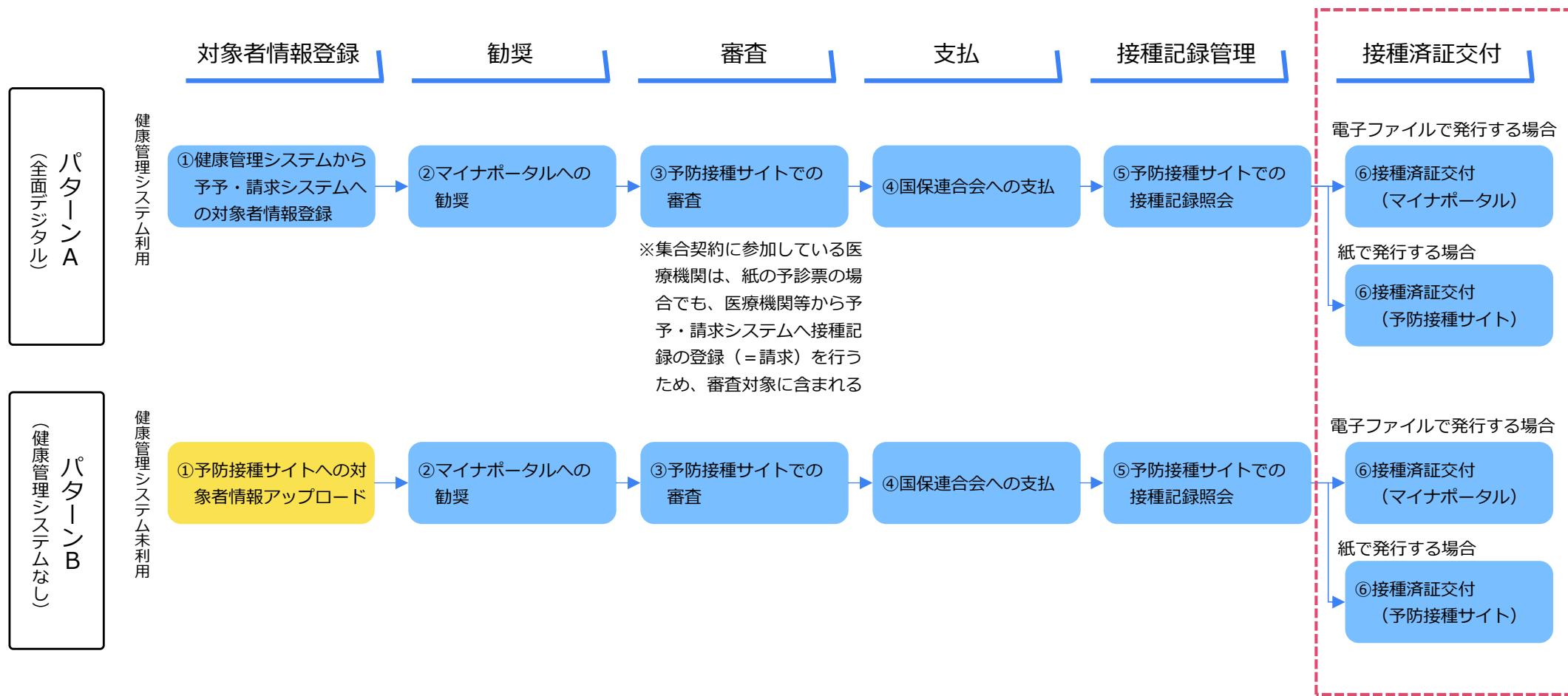


予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン整理

デジタル化後の自治体における主な業務パターンは以下のとおり。

凡例 デジタル業務

特有の業務



本日詳細を説明

⑥接種済証交付（マイナポータル）

- 住民がマイナポータル上のデジタル予診票を利用して予防接種を行った場合、接種後、マイナポータルにおいて電子媒体（PDF）の接種済証が交付される。
- この接種済証の電子媒体（PDF）は、電子署名の検証が可能な機関（※）に提出することを想定している。
(※) 接種済証の提出先における電子署名の検証可否の確認方法は現在検討中のため、確定次第ご説明予定

接種済証交付（マイナポータル）の概要

住民は、マイナポータルで交付された接種済証（電子署名有り）をダウンロードすることができる。当該接種済証は、電子署名の検証が可能な機関に提出することができる。



自治体業務パターンA（全面デジタル）

※現時点のイメージ

⑥接種済証交付（予防接種サイト）

自治体で接種済証を交付する場合は、予防接種サイトの接種記録一覧から詳細を確認のうえ、接種済証を作成・発行し、住民に交付する。

接種済証交付（予防接種サイト）の概要

住民は、自治体に申請の上、接種済証（紙）を発行してもらうことができる。



接種済証発行（予防接種サイト）までの詳細

① 接種記録一覧の確認

- ▶ 予防接種サイトの接種記録照会画面から接種記録一覧の詳細ボタンを押下

※詳細を確認する接種記録は、住民からの申請内容
(接種対象者情報やワクチン情報など)をもとに特定

② 接種記録詳細の確認

接種情報の照会		接種情報	
接種対象者情報		ワクチン情報	
予防接種登録番号	高橋 亮	予防接種機関	ワクチン名
001234_5678900	予防 太郎	接種方法	イムフルヒコロビツワクチン
		皮下接種	接種量
		皮下接種	80mg/0.1ml
			QRコード
			7890321-456
接種卡通通情報		ワクチン有効期限	
基本情報		2025/04/20	
実施場所	医療名	問い合わせ接種	
さとく医院	予防一部	問合せ用QRコード	接種料金の請求区分
実施日	予防接種登録番号	23	問合せ用QRコード
2024/12/20	987654321	xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
特別の事情			
特別の事情区分			
○○○○○○○			
特別の事情			
xx			
市区町村用備考			
xx			
接種証済の作 画面に進む			

- 接種記録の詳細を閲覧し、接種済証の作成画面に進むボタンを押下

③ 接種済証の作成～交付

- 接種済証の作成画面にて接種済証発行ボタンを押下し、ファイルをダウンロードのうえ、紙で発行

※備考欄についてはシステムから入力可能

1. 本説明会資料における用語の説明
2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール
3. タスク# 1 に係る追加説明
4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)
5. **自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法**
6. システム内の文字標準化について
7. データの流れについて
8. 質疑応答



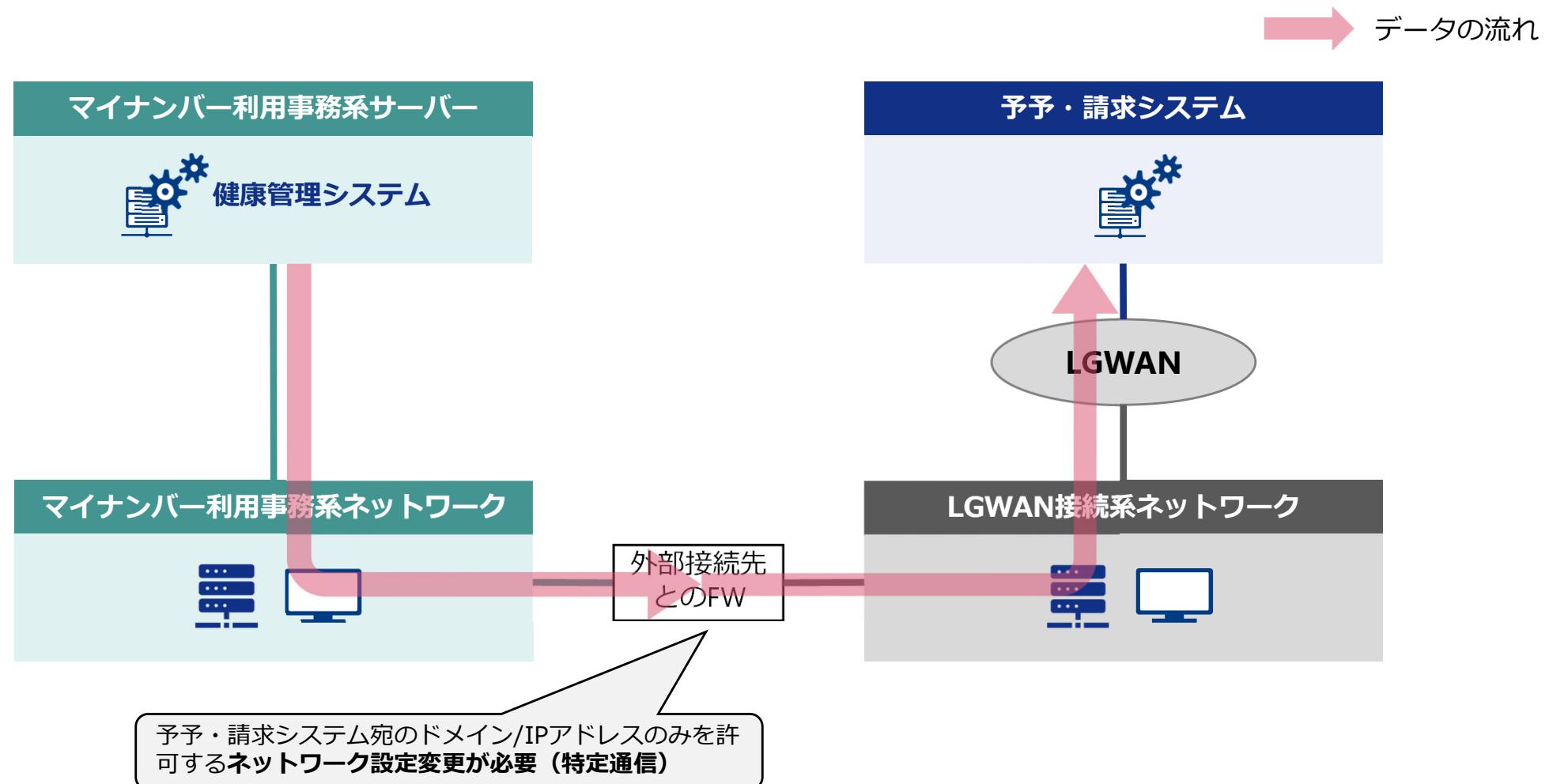
自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法まとめ

- 健康管理システム3.1版導入済みの自治体では、LGWAN経由で予予・請求システムへデータを自動連携する。
- 健康管理システム3.1版未導入の自治体では、USBメモリ等により手動で予予・請求システムへデータを連携する。

健康管理システムの導入状況	予予・請求システムへのデータ連携方法
健康管理システム3.1版導入済み	マイナンバー利用事務系とLGWAN接続系間のFW(ファイアウォール)設定変更により、 LGWAN経由で自動連携
健康管理システム3.1版未導入	USBメモリ等により、マイナンバー利用事務系からLGWAN接続系へ手動でアップロードし、LGWAN経由で連携

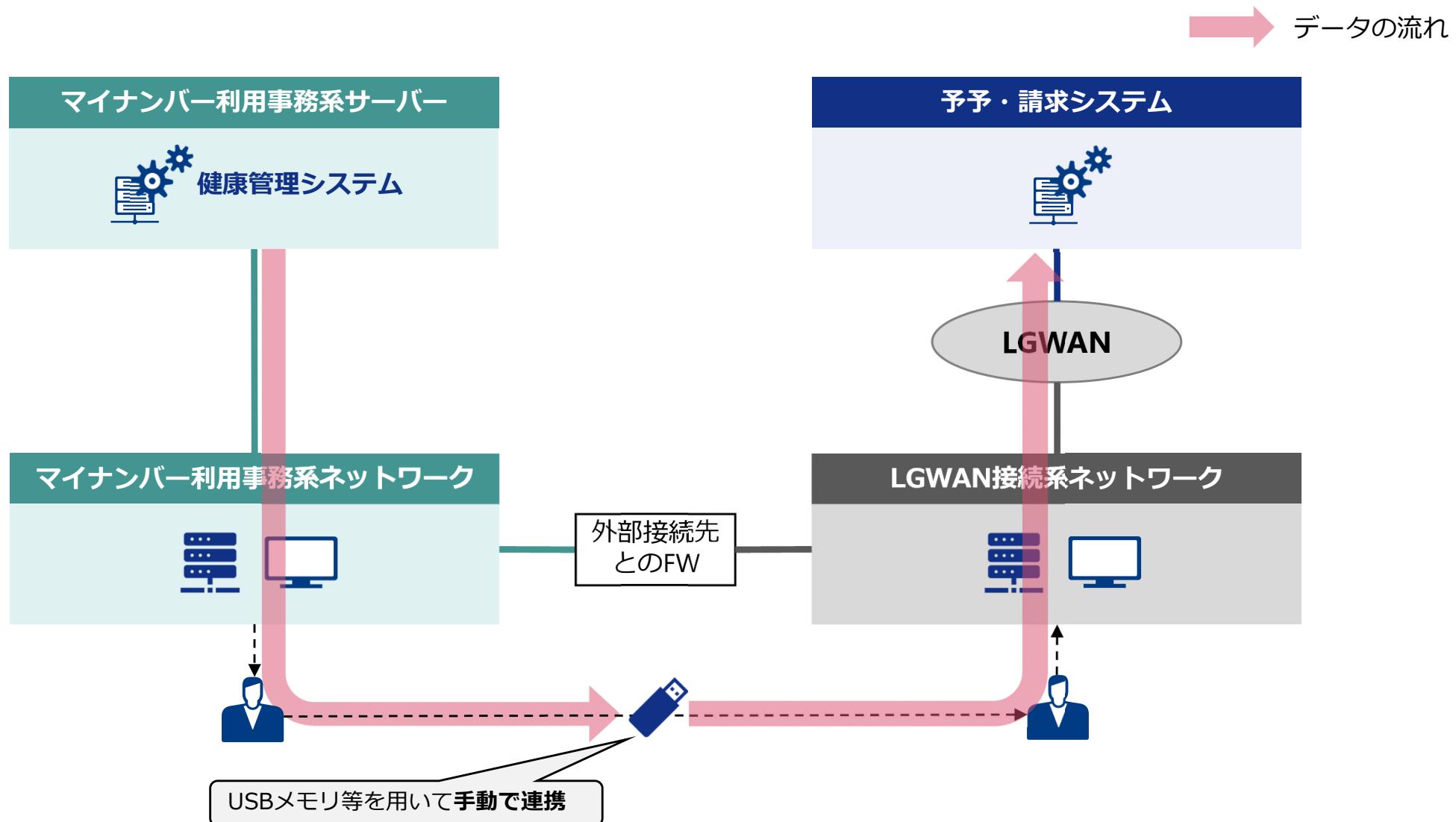
自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法 (健康管理システム3.1版導入済みの自治体)

健康管理システム3.1版を導入済みの自治体では、マイナンバーを含む特定個人情報等のデータを、LGWAN経由で予予・請求システムへ自動連携する。（既存ネットワークの設定変更が必要）



自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法 (健康管理システム3.1版未導入の自治体)

健康管理システム3.1版を未導入の自治体では、マイナンバーを含む特定個人情報等のデータをUSBメモリ等にダウンロードし、手動でLGWAN接続系へアップロードして予予・請求システムへ連携



- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. タスク# 1 に係る追加説明**
- 4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)**
- 5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法**
- 6. システム内の文字標準化について**
- 7. データの流れについて**
- 8. 質疑応答**



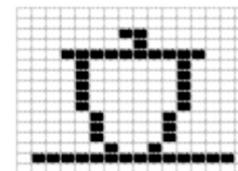
文字標準化の背景

- 自治体で使われている業務システムの標準化の取り組みの一環として、文字の標準化が進められている。
- 文字の標準化により、外字（※1）に関する様々な課題が解消される。

（※1）使用されるシステムに標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字

文字の標準化により解消される外字に関する課題

外字作成コスト



職員・住民の負荷大

（転入時の即時発行できず）



システム選択時の制約 (ベンダーロックイン)



システム間での情報連携を阻害 (文字化け)



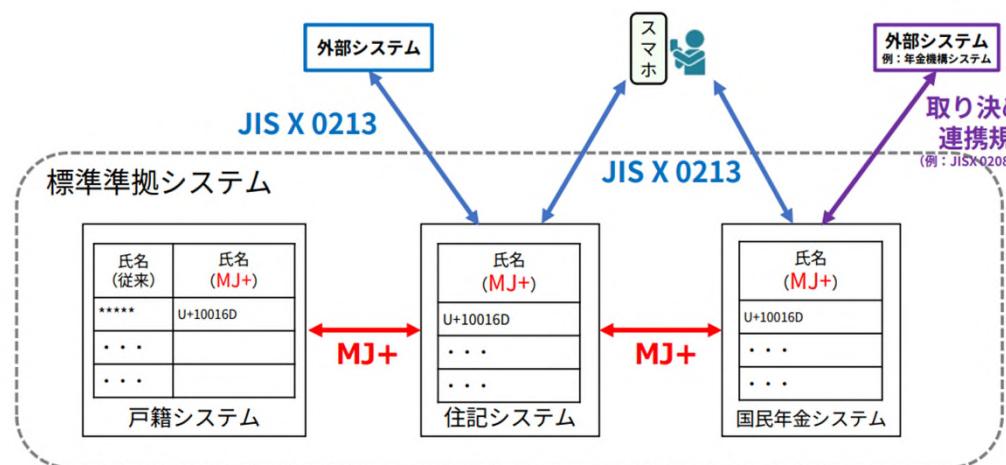
【ベンダーロックイン】

特定ベンダーの独自技術に大きく依存した製品、サービス、システム等を採用した際に、他ベンダーへの乗り換えが困難になる現象

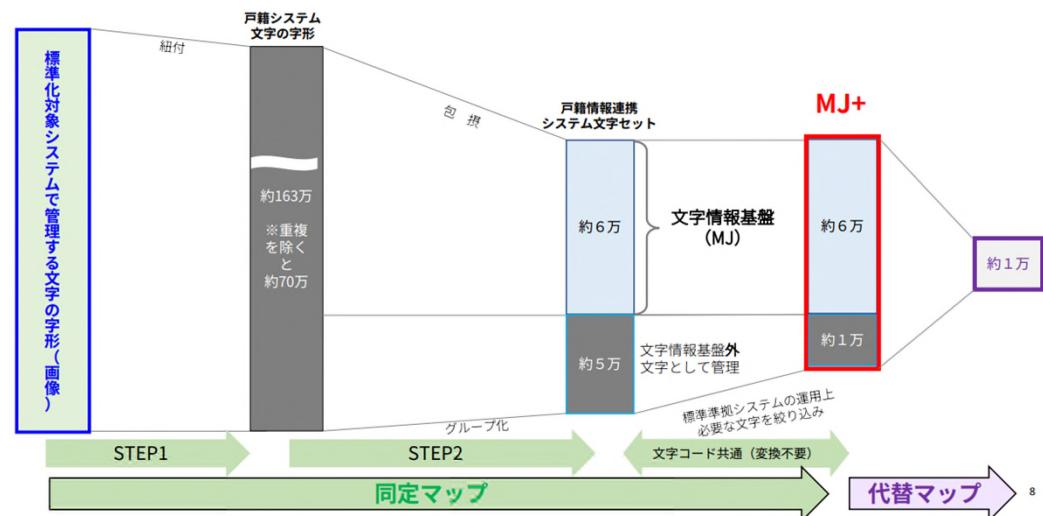
標準拠出システムから外部システムへ情報連携する際の文字コード変換

- 氏名等の情報を健康管理システムなどの標準準拠システムから予予・請求システムなどの外部システム（文字の連携規定がないシステム）へ連携する場合は、文字コードをMJ+からJIS X 0213へ変換する必要がある。
- MJ+からJIS X 0213への文字コードを変換するには、MJ+とJIS X 0213が紐付けられた代替マップを活用する。

標準準拠システムから外部システムへの情報連携



代替マップによる文字コード変換イメージ

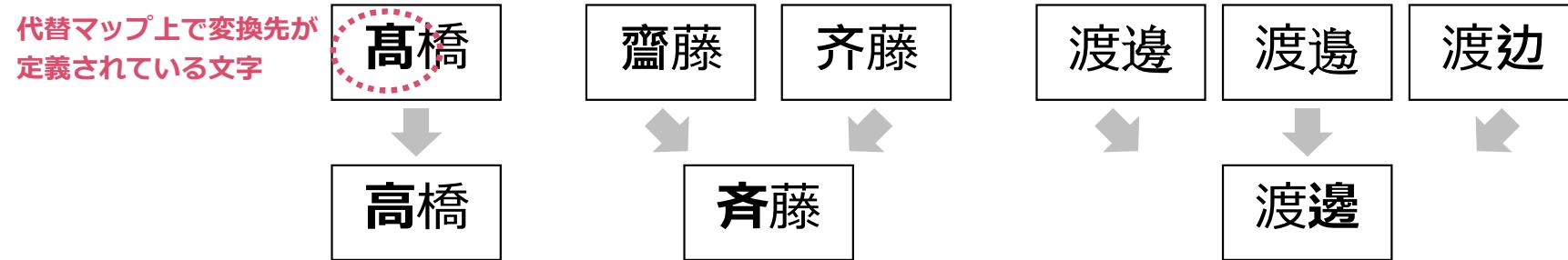


文字コード変換による影響

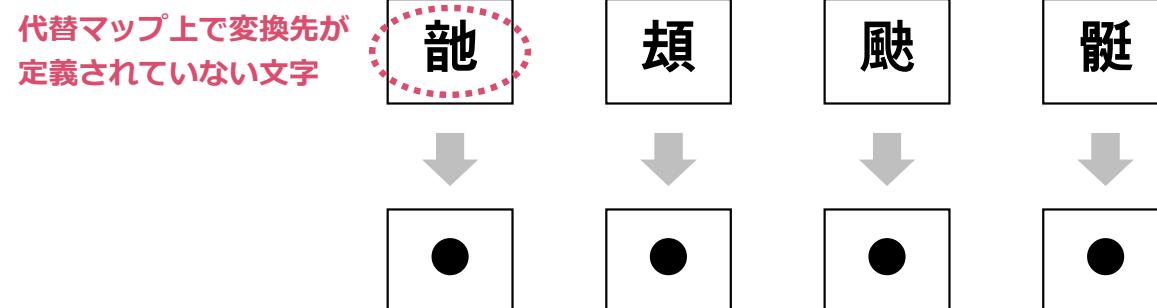
- 文字コード変換により、以下2点の影響がある。

- 代替マップによる文字コードの変換に伴い、予予・請求システムが発行する帳票上では氏名等の置き換えが発生する。
- 代替マップの開発は現在進行中であり、代替先が存在しない文字は「●」に変換された状態で予予・請求システムへ連携される。

1. 文字コード変換に伴う氏名の置き換えイメージ



2. 代替先が存在しない文字の変換イメージ



代替先が存在しない文字の変換による影響

- 予予・請求システムに「●」で連携された文字は、予予・請求システムリリース後に自治体、医療機関、住民それぞれが参照する画面・帳票（漢字の氏名が表示される項目）に表示される。
- 個別に修正を実施する場合、自治体にて「●」を修正の上、対象者情報を再度予予・請求システムアップロードすることにより修正可能である。（第3回説明会資料P32の「予防接種サイトからの対象者情報アップロード」と同様の手順）

「●」の確認から修正までのイメージ

画面表示イメージ

予診票の更新

接種対象者情報

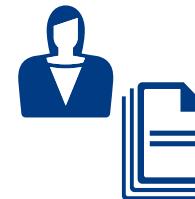
氏名（漢字）：予● 太郎 氏名（カナ）：ヨボウ タロウ 性別：男
生年月日：2025年6月9日（0歳2ヶ月2週5日）
住所：東京都千代田区〇〇1丁目2番3号 予防マンション123号室

予防接種履歴

接種日	予防接種種別
2024年09月30日	乾燥弱毒生風しんワクチン
2024年09月30日	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン
2024年09月30日	乾燥弱毒生水痘ワクチン

すべて表示

接種対象者情報ファイルの作成



接種対象者情報ファイル

接種対象者情報

氏名（漢字）：予● 太郎

「●」に変換された状態で予予・請求システムへ連携された文字は、画面や帳票にそのまま表示される。

接種対象者情報ファイルの作成

接種対象者情報ファイルの作成

予防接種サイト

接種対象者情報ファイルのアップロード

接種対象者情報登録アップロード

登録用ファイルダウンロード

接種対象者情報登録用のテンプレートファイルをダウンロードします。

ダウンロード

接種対象者情報登録アップロード

予予・請求システムに登録する接種対象者情報のExcelファイルをアップロードしてください。

ファイルをドラッグ&ドロップしてください。
または
ファイルを選択

アップロード

➤ 作成した接種対象者情報ファイルを、
予防接種サイト上からアップロード
※健康管理システムの利用有無に関わらず実施可能

「●」の表示を確認した対象
住民の修正後データを記載した
接種対象者情報ファイルを作成

※対象1件でも実施可能

※開発中であり、今後の変更の可能性あり

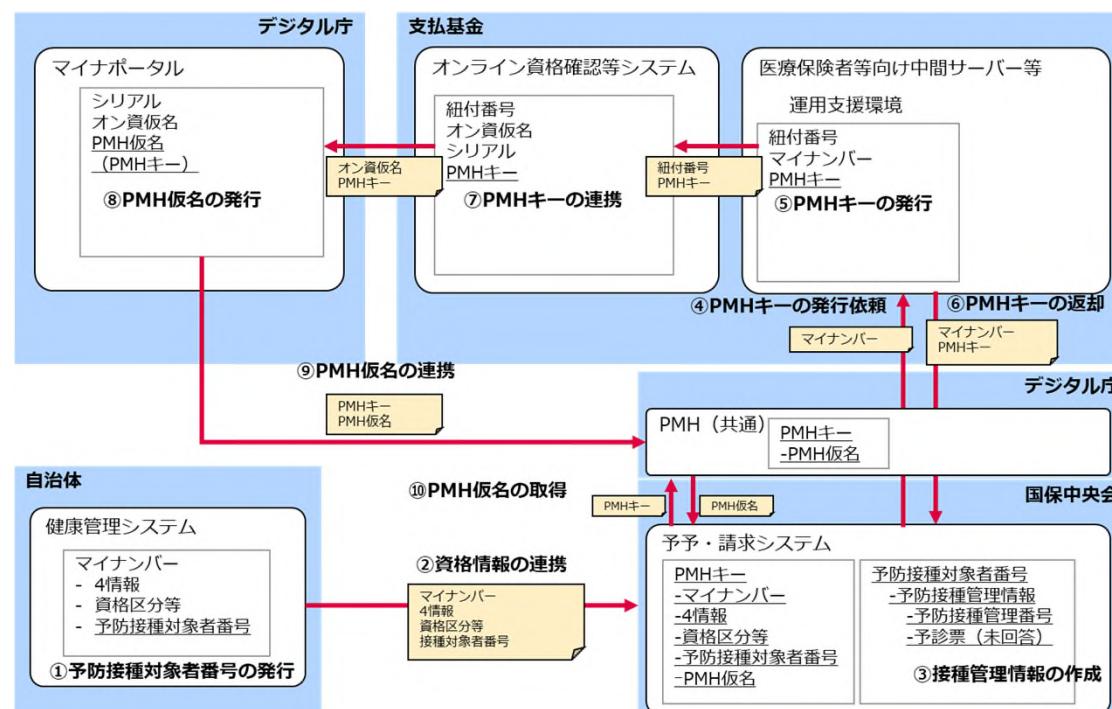
- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. タスク# 1 に係る追加説明**
- 4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)**
- 5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法**
- 6. システム内の文字標準化について**
- 7. データの流れについて**
- 8. 質疑応答**



【通常パターン】

データ連携方式概要図 接種対象者の登録

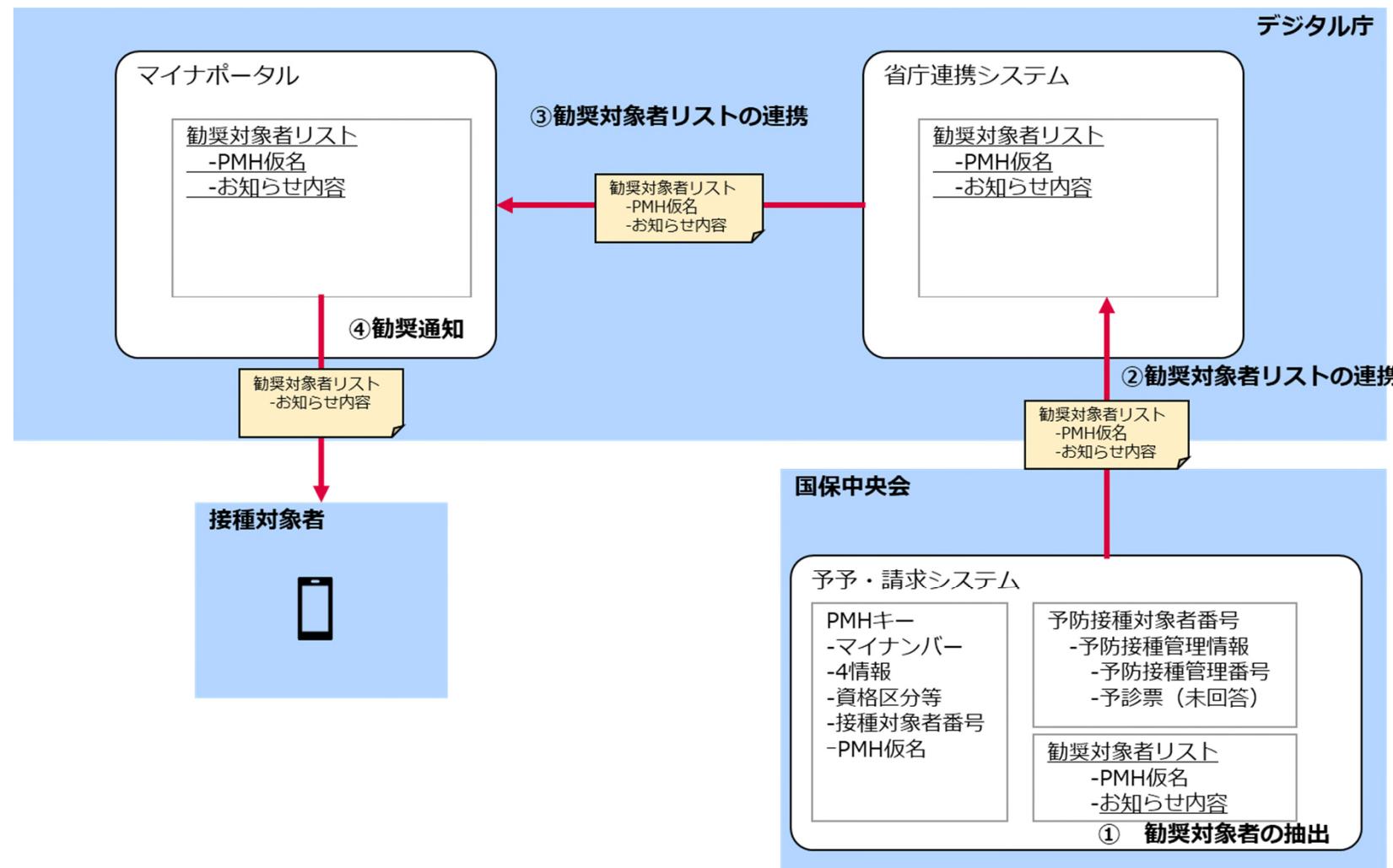
- 情報連携のため、自治体は、予予・請求システムへ本事務に係る対象者のマイナンバーを含む対象者情報の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線(閉域網)を経由)
- 予予・請求システムは、医療保険者等向け中間サーバーに対してマイナンバーを連携してPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してマイナンバーと共に予予・請求システムに回答し、予予・請求システムは回答されたPMHキーを内部に格納する。
- 医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナポータルとオンライン資格確認等システムで共有する識別子であるオンライン仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。
- マイナポータルは、新たに予予・請求システムとマイナポータルで共有する識別子であるPMH仮名識別子を生成し、PMHキーと紐付けて、予予・請求システムに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルと予予・請求システムが連携可能となる。



【通常パターン】

データ連携方式概要図 勧奨通知

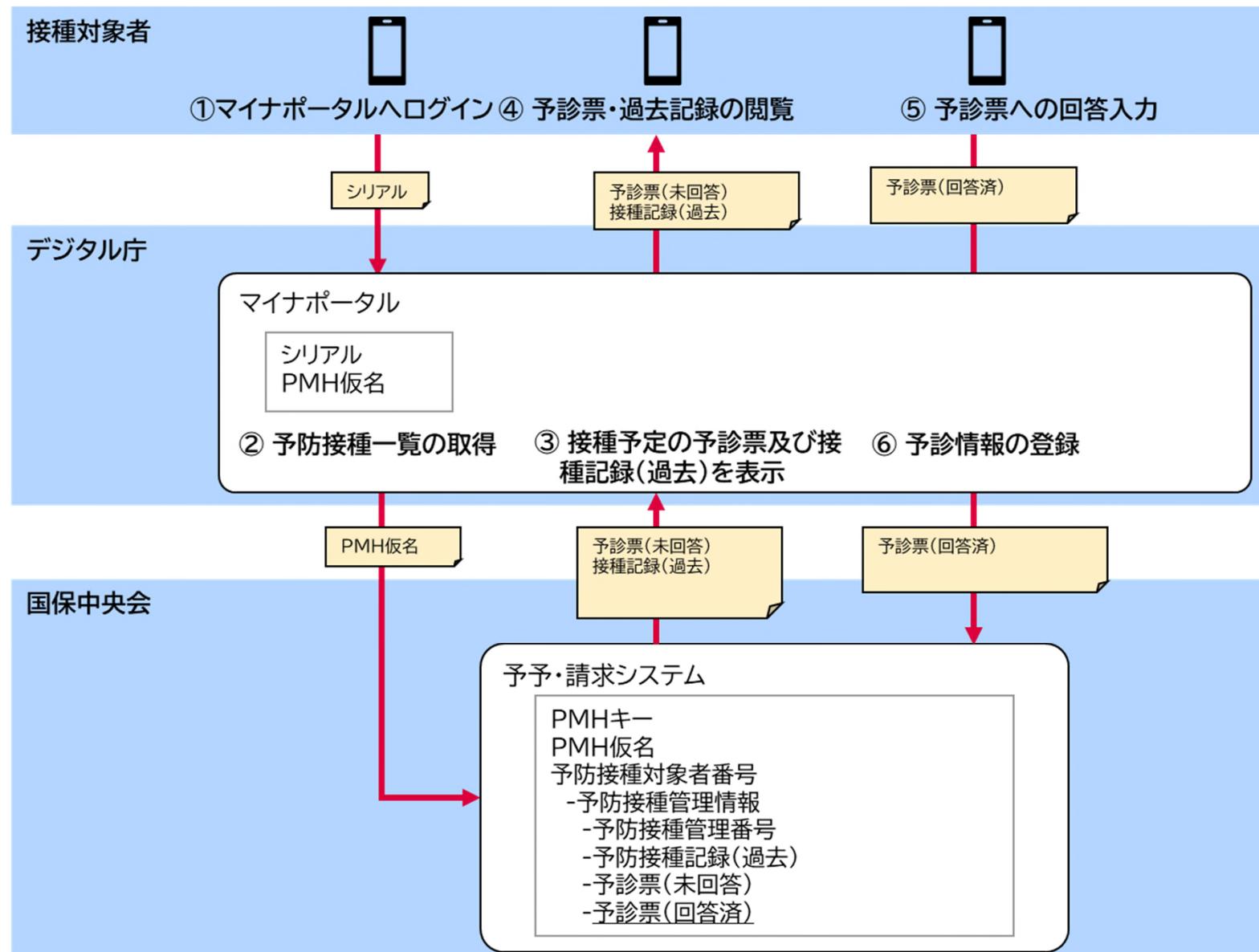
- 予予・請求システムは、マイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、PMH仮名識別子と通知情報を省庁連携システムへ連携する。
- マイナポータルは、省庁連携システムより連携されたPMH仮名識別子とお知らせ内容を基に接種対象者に通知を行う。



【通常パターン】

データ連携方式概要図 予診票の登録

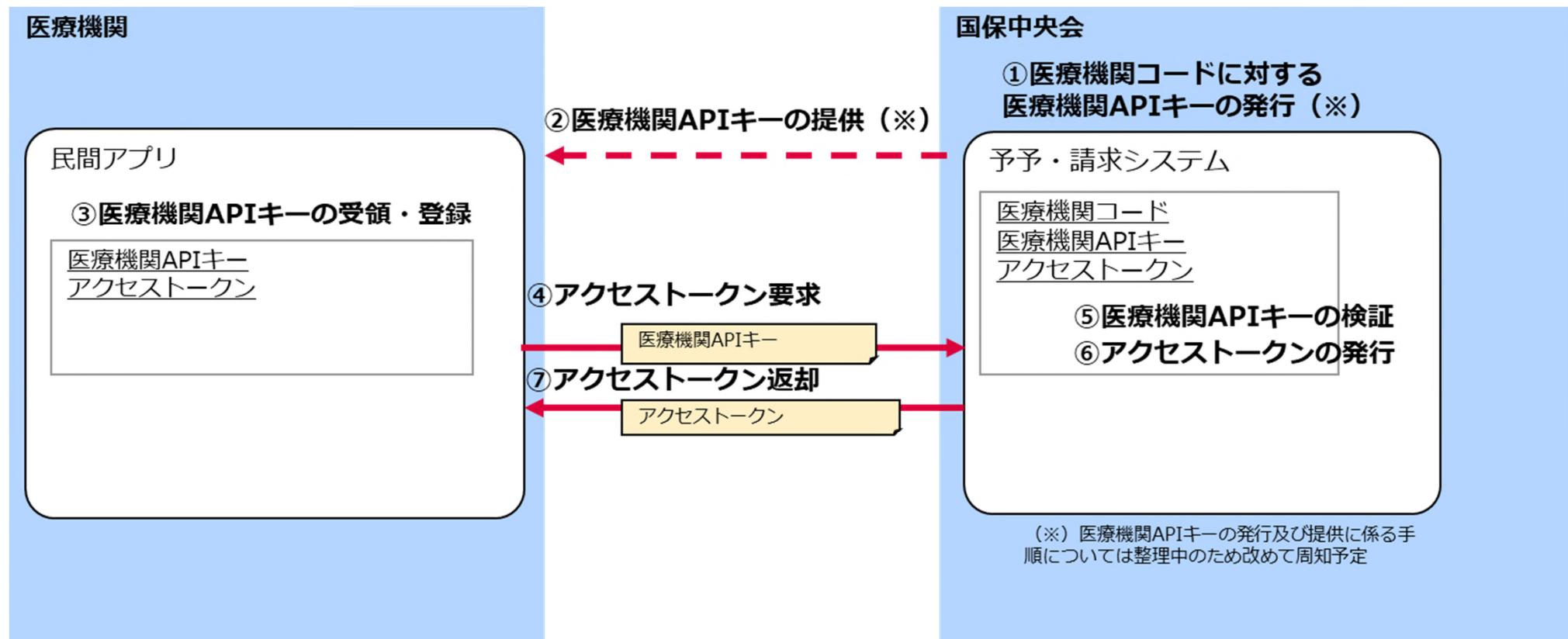
- 住民は、マイナポータルにて予診票の事前入力、接種記録（過去）の閲覧を行う。
- マイナポータルは、PMH仮名識別子を基に予予・請求システムから取得した情報をマイナポータル画面に表示する。



【通常パターン】

データ連携方式概要図 事前セットアップ（民間アプリ）（1／3）

- 民間アプリは、利用開始に当たり、予予・請求システムにて発行した医療機関APIキーが必要となる。
※具体的な手順は整理中のため別途周知予定

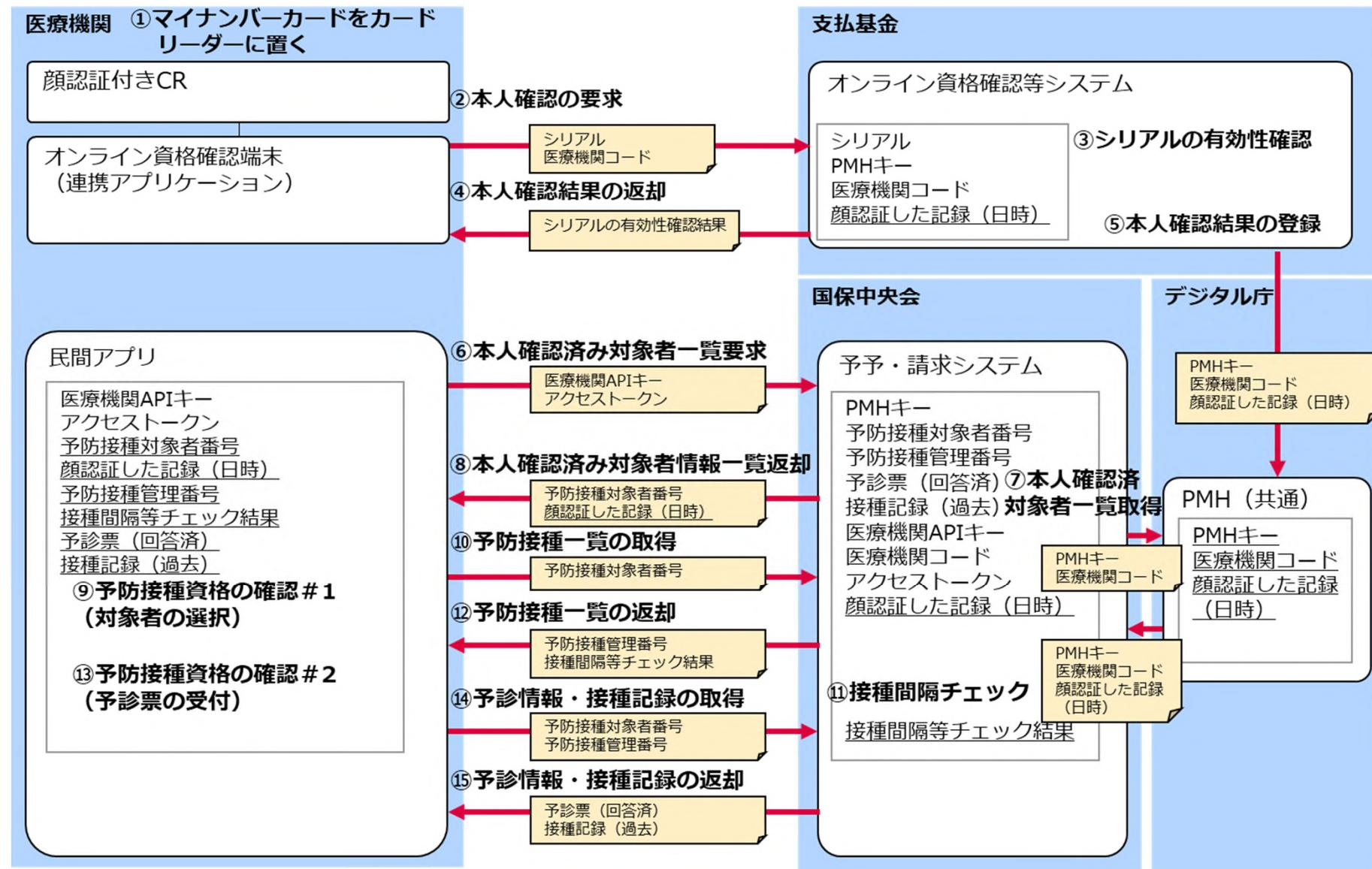


（※）医療機関APIキーの発行及び提供に係る手順については整理中のため改めて周知予定

【通常パターン】

データ連携方式概要図 本人確認～接種記録登録（民間アプリ）（2／3）

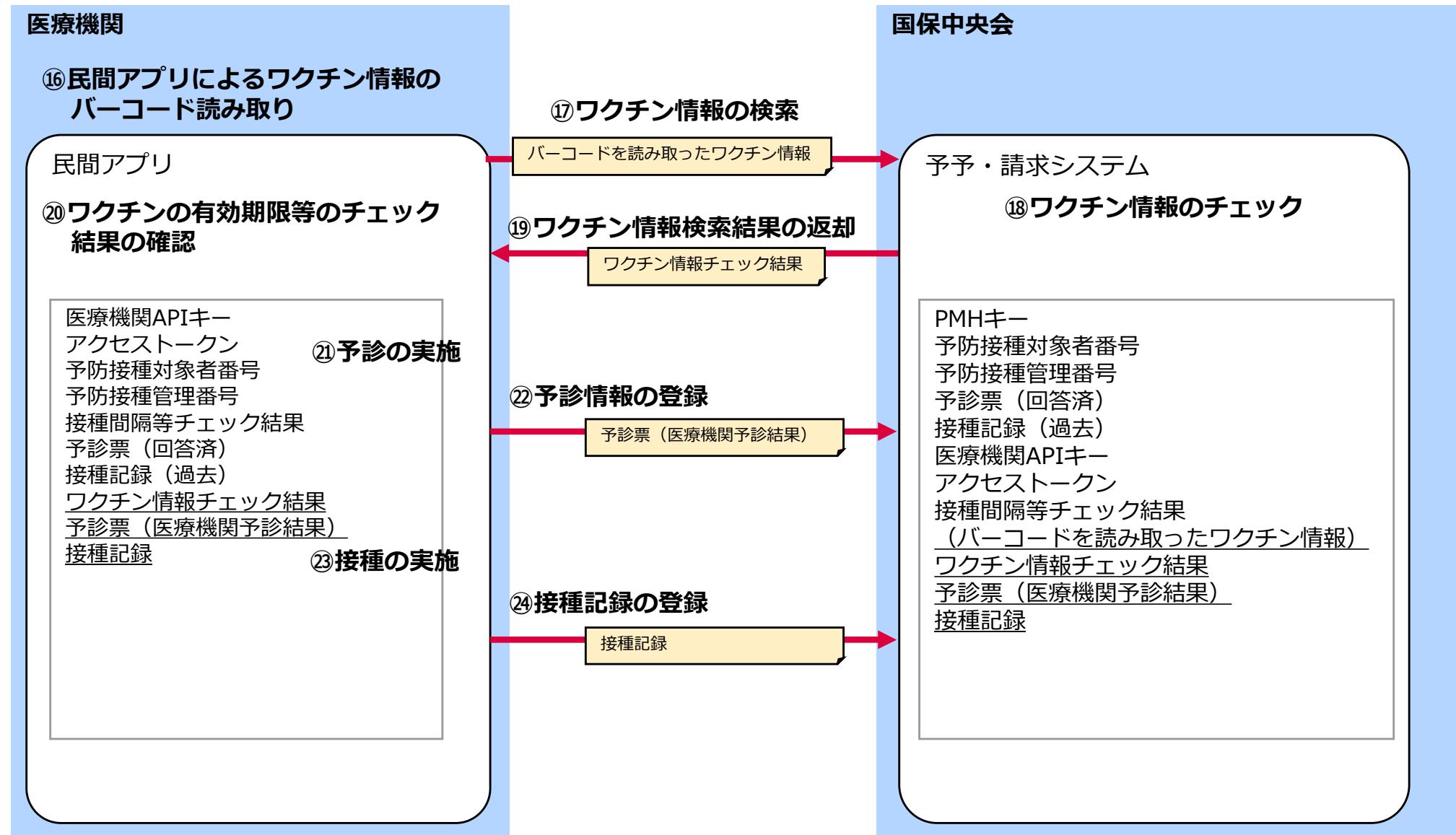
- 顔認証付きCRによる本人確認結果（顔認証した記録（日時））を予予・請求システムへ連携する。
- 医療機関は、民間アプリ（タブレット等）を利用し、デジタル予診票入力時に住民から本人同意を得た上で、マイナポータルから予予・請求システムに事前入力された予診票及び接種記録（過去）の閲覧・取得・入力を行う。



【通常パターン】

データ連携方式概要図 本人確認～接種記録登録（民間アプリ）（3／3）

- 医療機関は、民間アプリ（タブレット等）を利用し、デジタル予診票入力時に住民から本人同意を得た上で、マイナポータルから予予・請求システムに事前入力された予診票及び接種記録（過去）の閲覧・取得・入力を行う。



- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. デジタル化を実現するために必要なタスクとスケジュール**
- 3. タスク# 1 に係る追加説明**
- 4. 予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン
(接種済証の発行)**
- 5. 自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法**
- 6. システム内の文字標準化について**
- 7. データの流れについて**
- 8. 質疑応答**



これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
タスク# 1	<p>デジタル化に適合するためには第3.1版仕様に準拠した標準化システムの構築が前提と認識しております。しかしながら、システムベンダのリソース不足により、大多数の自治体が標準化対応を延伸せざるを得ない状況であり、当該システム構築を実施したうえで令和8年6月にデジタル化に適合可能な自治体は存在しないものとベンダ等に聞き取りしております。</p> <p>厚労省側では、令和8年6月のデジタル化が実現できると考えているのでしょうか。</p>	<p>各自治体が契約されているベンダによって、システム開発の状況は様々であると承知しています。</p> <p>なお、7月4日を期限とするアンケートにおいて、令和8年度中にデジタル化を目指すとのご回答を数十の自治体からいただいており、現在その実現性を含め、内容の確認を進めているところです。</p>
タスク# 2	<p>第3回説明会資料P23について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前々年度の精算金とは具体的に何でしょうか。 ・国保連合会事業費に含まれない業務の委託等とは例えばどのようなことが想定されますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の算出に用いた費用(概算)と実際に用いた費用(確定)に差が生じた場合、当該額が精算金となります。概算負担金の翌々年度において精算を行うため、前々年度精算金と記載しております。 ・資料にお示ししていない事業で、各地域の事情等により個別に国保連と協議するものを想定しています。そのため、具体的な内容について、一律にお示しすることは難しいと考えております。
タスク# 2	<p>医療機関側が集合契約へ参加する意向がなく、自治体側のみがデジタル化した場合でも、補助金の対象となるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム改修については、医療機関の集合契約参加は要件ではありませんので、令和8年度中にデジタル化する自治体は、令和7年度に実施する補助事業の対象となります。令和8年度以降の財政措置については、今後財政当局と調整してまいります。 ・デジタル化への対応が難しいと考えている医療機関においても、集合契約に参加後、従来の紙の予診票を用いて接種を行い、紙の予診票の郵送先を自治体から外部委託機関に変更するのみでデジタル化対応可能とする予定ですので、医療機関に対しても周知をお願いいたします。 ・なお、医療機関側に集合契約への参加の意向がなく、当該医療機関において接種を継続する場合には、自治体と医療機関との間の従来の契約を継続していただく必要がありますので、ご留意ください。
タスク# 2	<p>補助金の詳細が分からず、導入をしていくのは、財政等の説得が難しいと考えます。補助金の詳細について、いつまでに詳細が出る予定でしょうか?ご提示していただける目安の時期だけでも教えていただきたい。</p>	<p>令和7年に実施する補助事業に係る要綱については、現在内部の手続きを行っているところであり、例年どおりですと秋頃にご提示できる予定です。</p> <p>事業概要は以下資料P61を参照ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24hosei/dl/24hosei_20241129_01.pdf</p>

これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
委託料	医療機関の事務煩雑が考えられますが、接種費用を国全体で一律に設定する考えはないでしょうか？	自治体が自治事務として実施する予防接種の委託料は、地域の実状を踏まえて決定されているものと承知しており、委託料を国が定めることは、競争政策上望ましいものではなく、また、医療機関における独占禁止法違反行為を誘発するおそれもあるため、適当ではないと考えています。
委託料	市内医療機関と市外医療機関とで、委託料の差を設けることは可能でしょうか。	集合契約システムの仕様において、市内医療機関と市外医療機関とで委託料の差を設けることは可能となっています。
委託料	接種費用について、県外接種の場合に、現在は市内医療機関との契約単価を超える金額については本人負担（医療機関が超過分を本人から徴収）としています。この取り扱いは予予・請求システムの全国運用開始後も同様でしょうか？	超過分を本人負担額として被接種者から徴収してよいかは、自治体側の判断となります。集合契約システム上で「本人負担額を徴収可」と設定すれば、医療機関は自治体が設定する委託料を超えて本人負担額を徴収することができます。
予防接種事務デジタル化に係る自治体業務のパターン	第3回説明会資料P29の自治体が行う「審査」について。医療機関からの請求時に定期接種の支払い対象外となる可能性があるものは要確認接種として一括承認対象外としている、とのことであるが、ある程度フィルターのかかったものが自治体の審査一覧に上がるのか？たとえば、医療機関が登録する際に、接種期間の整合性の取れないものはアラートが鳴り、基本的には登録できないなど。	お見込みのとおり、医療機関が接種記録を登録する際に、特別な事情等で定期接種期間外のものなどを登録しようとした際に、ワーニングメッセージが表示される等、医療機関側で気付けるような仕組みとなっています。
その他	接種記録は予予・請求システムに保存され、各市区町村はそのデータを閲覧するという形になるということかと思いますが、法律上接種記録は誰が保有するという整理を想定されていますでしょうか。VRSのように、システム内の論理的に区分された各市区町村の領域で各市区町村がデータを保有・管理するということになるのでしょうか。	法律上の保存義務の主体は、デジタル化後も市区町村に変わりありません。お見込みのとおり、VRSと同様の考え方に基づき、管理いただくことになります。

これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
その他	接種記録データの所管が、VRSと同様であること承知いたしました。その場合に、例えば当市に転入された方の前住所地での接種記録を取り寄せする場合、VRSと同様に本人同意なく閲覧することが可能という認識でよろしいでしょうか。	転出先自治体が転出元自治体で接種した記録を閲覧することについては、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき、本人同意不要と整理しています。
その他	ある医療機関がどこの自治体と集合契約を締結しているかについて、自治体や住民が確認する方法はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体においては、当該自治体と集合契約の契約関係がある医療機関、及び、当該自治体に委任状を提出している医療機関について、集合契約システムで確認可能です。 住民に関しては、集合契約に基づいて接種可能な医療機関を検索できる環境を用意したいと考えています。
その他	医療機関からの請求等の対応は、一括してサポートセンターのようなものが設けられるのか。自治体への問い合わせが大量に想定されるが、すべて自治体が対応するのか。	国保中央会において、予防接種事務デジタル化ヘルプデスクが用意され、医療機関から直接問い合わせていただける体制をつくります。 ただし、医療機関に係る全ての内容をヘルプデスクで対応できるわけではないので、今後、問合せ内容と問合せ先の対応関係については整理の上、お示しさせていただきます。
接種記録の保存年限延長	予防接種記録の保存期間の延長ですが、施行日より前の遡及接種記録も保存となるのですか。ご教示ください。	施行日の時点において、現に保存されている記録については、保存期間延長の対象とする予定です。
接種記録の保存年限延長	予防接種記録の保存期間が延びた場合、現状、紙の予診票は健康管理システムに入力した後、5年で捨てていますが、紙の予診票も保存期間にあわせて保管期間を延ばすべきなのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 現行、予診票については、少なくとも5年間は適切に管理・保存することを予防接種実施要領において技術的助言として示しているところですが、接種記録の保存期間の延長後においても、この取扱を変える予定はありません。 なお、デジタル化後の医療機関が紙予診票を取り扱った場合（第2回説明会資料P20パターンCの場合）に、接種実施医療機関が接種記録を登録した後の紙の予診票の取扱いについては、整理の上、後日改めてご説明する予定です。

これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

カテゴリー	質問内容	回答
接種記録の保存年限延長	外国籍及び日本国籍を有する者が海外転出し、その後日本に戻らない場合の保存年限はどうなるのか。	海外転出の場合等、その後の所在が不明な者の接種記録の保存期間については、整理の上、後日改めてご説明する予定です。
接種記録の保存年限延長	予予・請求システムで予防接種記録が保管されるのであれば、各自治体の健康管理システムでの保存年限は考慮しなくてもよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">予防接種事務デジタル化後においても、市区町村は情報提供者として自治体中間サーバーへ副本登録を行っていただく必要があることから、予予・請求システム上の接種記録は健康管理システムに同内容が連携される仕様となっています。必須ではありませんが、予予・請求システムから連携された接種記録を、健康管理システム内に保存した上で自治体中間サーバーに連携する形をとる場合は、副本登録に必要となる5年間分の接種記録を保存する必要があると考えます。なお、保存期間の延長に関する省令改正の施行日から自治体がデジタル化するまでの間について、仮に現行の健康管理システムで接種日から5年経過後に削除する設定をしている場合には、記録が5年で失われないよう保存期間を設定し直していただく等の必要が生じます。本件については、近日中に、「接種記録の保存期間の延長に伴う影響調査」として全市区町村に調査をさせていただく予定ですので、ご承知おき願います。

アンケート・事業計画書の提出方法と提出期限等

デジタル化の時期等に係るアンケート・事業計画書の提出方法及び提出期限は以下のとおり。

アンケート ※令和8年度にデジタル化を予定している自治体のみが対象

- 提出方法：アンケート様式（厚労省HPからダウンロード）を、メールにて予防接種課へ提出
様式掲載場所：ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 予防接種情報 > 予防接種事務のデジタル化について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_iryou/kekka_ku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html
- 提出先メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp
- 提出期限：7月4日（金）17時〆切

終了

事業計画書

- 提出方法：「一斉通知・調査システム」にて回答
- 提出期限①（令和8年度にデジタル化を予定している自治体）：8月1日（金）17時〆切
- 提出期限②（令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体）：8月15日（金）17時〆切

今後の予定

- 6月30日（月）～7月4日（金）：アンケートの作成・提出（令和8年度にデジタル化を予定している自治体のみが対象）
- 6月30日（月）～8月1日（金）or 8月15日（金）：事業計画書の作成・提出
- 8月下旬：事業計画書の結果とりまとめ
- 9月上旬：全自治体にとりまとめ結果の共有
- 9月以降：令和8年度中にデジタル化を予定している自治体に対して、デジタル化のためのフォロー（※）を開始
(※集合契約アカウントの発行やデータ移行の時期等のスケジュール立て、各種システムの使用方法説明 等)

《事務連絡》 予防接種事務のデジタル化へのご質問について

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1743985748MMDicHIC/index>

※質問については、**最終締切：7月18日（金）17時（予定）まで**受け付け、後日全体に回答を共有させていただきます。

先行実施・デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課まで
メールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu@mhlw.go.jp

※上記質問フォーム閉鎖後の**先行実施に係るご質問は、実施自治体宛ではなく厚労省予防接種課宛**にお願いします。